

## 「ふれあいコンサート in 石巻合庁」ネーミングライツ募集要項

### 1 募集目的

「ふれあいコンサート in 石巻合庁」は、石巻地域にお住まいの皆様、特に宮城県石巻合同庁舎近隣の災害公営住宅等にお住まいの皆様に、音楽等を通じた新たなコミュニケーションの場として活用していただくとともに、音楽等の活動を行っている地元の高校生等に新たな発表の場を提供することを目的として、令和元年11月から開催しています。令和元年度は2回開催しましたが、いずれも約150人の観客の皆様にお楽しみいただきました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として50人から始めましたが、現在100人で開催しています。

地域コミュニティーの形成と文化芸術の振興を更に推進していくため、「ふれあいコンサート in 石巻合庁」を支援していただくパートナーとしてネーミングライツ・スポンサーを募集します。

### 2 対 象 「ふれあいコンサート in 石巻合庁」事業の名称

### 3 「ふれあいコンサート in 石巻合庁」の事業概要

#### (1) 開催日時

原則として、偶数月の第3水曜日の午後0時15分から30分間

ただし、令和2年度は9月から3月（1月を除く）の6回開催とします。

#### (2) 開催場所

宮城県石巻合同庁舎1階大会議室（宮城県石巻市あゆみ野5丁目7番地）

#### (3) 出演者

公募または宮城県東部地方振興事務所（以下「当事務所」という。）で選定

#### (4) その他

本コンサートは、出演料・観覧料ともに無料で実施しています。

#### (5) 令和元・2年度開催状況（予定含む）

月日	出演者	内容	観客数
令和元年 11月26日	石巻市民交響楽団	弦楽器及び管楽器によるアンサンブル	160
12月18日	宮城県石巻西高等学校吹奏楽部	管楽器によるアンサンブル	140
令和2年 9月23日	Impression (インプレッション)	キーボードとバイオリンによるアンサンブル	50
10月21日	宮城県警察音楽隊	楽器ごとの演奏やカラーガード隊を加えた26名による演奏	50
11月11日	Soprano 今野愛&Piano 千葉敦子	うたとピアノのデュオ	100 予定
12月23日	宮城県石巻高等学校吹奏楽部	地元高校生の吹奏楽	100 予定

令和3年 2月17日	石巻市民交響楽団	地元交響楽団の演奏	100 予定
3月中旬	未定		100 予定

#### (6) コンサート開催の周知

当事務所ホームページに掲載するとともに、チラシを石巻合同庁舎近隣の災害公営住宅等（約800戸）に各戸配付しています。また、開催前の週には、地元の新聞社及びラジオ局にコンサートのお知らせの周知を依頼しています。

さらに、県内各世帯に配布される「県政だより」に1回程度掲載する方向で調整しています。

なお、地元紙において、コンサートの様子が記事として掲載されることがあります。

## 4 募集概要

### (1) ネーミングライツの範囲

事業の名称（愛称）として、「ふれあいコンサート i n 石巻合庁」の前に、企業名又は商品名（ブランド名）を付けることができます。

（例「○○○ふれあいコンサート i n 石巻合庁」, 「○○○presents ふれあいコンサート i n 石巻合庁」）

（注）今回の募集は、ふれあいコンサート i n 石巻合庁の事業協賛（宮城県広告事業実施要綱第2（1）ハ）に関するものです。

### (2) 応募条件

#### ① 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日までとします。

次年度においてもコンサート事業が継続される場合には、今年度選定されたスポンサー企業を優先交渉権者として、更新の協議を行います。

#### ② 契約金額

金98,000円以上とします。

消費税及び地方消費税は別に御負担いただきます。

#### ③ 希望する名称（愛称）

「文化」、「芸術」のイメージにふさわしい名称（愛称）とします。

また、宮城県広告掲載等基準4に定められている内容の名称は除きます。

#### 宮城県広告掲載等基準（抜粋）

##### 4 掲載基準

次に定めるものの広告等の掲載等を行わないこと。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの

- (4) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの  
 (例) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現  
 残酷な描写やわいせつなイメージを与えるもの など
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 不当な比較広告またはひぼう・中傷等
- (7) 消費者トラブル未然防止の観点から掲載が不相当と思われるもの  
 (例) 広告の趣旨が不明確なもの  
 責任の所在が不明確なもの  
 誇大な表現や消費者に誤認されるおそれのある表現 など
- (8) 著しく射幸心をあおるもの
- (9) 意見広告
- (10) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11) その他県の広告事業として不適切と認められるもの

(3) 名称(愛称)使用期間 令和2年12月14日から令和3年3月31日まで

(4) スポンサー特典(ネーミングライツ料に含まれる権利)

スポンサー企業には、4(1)のネーミングライツの他に、次の特典を付与します。内容等の詳細は、別途協議して決定します。

① 広告等について

イ スポンサー企業の広告等(チラシ・パンフレット類)を客席等に配布することができます。

ロ コンサート開催時、県合同庁舎ロビーにパンフレットスタンド及び名称(愛称)立看板を設置することができます。(各1箇所)。

設置時間は、コンサートの会場準備から撤去までの時間(午前10時30分から午後1時まで)とします。

なお、イ及びロとも、配布又は設置できる広告等の内容は、宮城県広告掲載等基準4に定められているものを除きます。

② その他

①に記載したもののほか、御意見・御提案等がある場合には、申込書の提出と併せて提案してください。内容については、スポンサー企業選定後に当該企業と当事務所が協議し、決定します。

なお、庁舎管理上の理由等から、御提案の内容によっては、御希望に添えない場合もあります。

(5) 費用負担等

① (4)①の広告等(チラシ・パンフレット類)並びにパンフレットスタンド及び立看板については、スポンサー企業の負担で用意するものとします。また、設置場所や大きさ、設置方法等について当事務所と協議するものとします。

② (4)②のスポンサー企業の御提案によるスポンサー特典についても、費用負担を伴う場合については、原則としてネーミングライツ料とは別に御負担いた

できます。

## 5 対象企業

スポンサーとなる企業は、文化芸術活動への支援(メセナ活動)に理解があり、「ふれあいコンサート in 石巻合庁」のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしい企業を希望します。また、原則として、石巻市、東松島市又は女川町に本・支店等がある企業を希望します。

その他、宮城県広告掲載等基準3の各号に定める業種又は事業を営む企業を除きます。

### 宮城県広告掲載等基準(抜粋)

#### 3 規制業種又は事業者

次に定める業種又は事業を営む者の広告等の掲載等を行わないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続き又は更生手続き中の事業者(宮城県広告審査委員会において特に認めたものを除く。)
- (5) 県の指名停止措置を受けて言える事業者
- (6) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (8) その他県の広告事業として不適切と認められるもの

なお、宮城県広告掲載等基準3(6)及び(7)については、直近3年間の状況を確認するものとします。

## 6 申込方法

### (1) 申込期間

令和2年11月16日(月)から12月7日(月)までに持参又は郵送により下記の書類を提出してください。

※持参の場合には、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付をいたします。

※郵送の場合には、期限内必着とします。

### (2) 提出書類

- ① ネーミングライツ申込書(様式1)
- ② 会社概要
- ③ 直近3年間の決算に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びその附属明細書等)
- ④ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

- ⑤ 納税証明書（イ及びロに係る対象となる税について直近1年間の未納がないことの証明）
  - イ 都道府県税の納税証明書
  - ロ 法人税，消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ コンプライアンス（法令遵守）に係る取組状況を示した書面（コンプライアンスに係る社内の組織，教育・研修の体制と各種管理規定などについて：任意様式）
- ⑧ 過去に文化芸術活動に対する支援実績がある場合，その概要がわかる資料
- ⑨ 申出書(様式2)

### （3）提出部数

正本1部，副本（複写可）1部を提出してください。  
なお，提出された書類は一切返却いたしません。

### （4）質問の受付

#### ① 質問受付方法

質問は，文書(持参，郵送，ファクシミリ及びe-mail)で受け付けます。質問事項の他に，団体名，団体の所在地及び担当者の所属・氏名，連絡先電話番号を必ず記入してください。記入がない場合にはお答えできません。

#### ② 受付期間

令和2年11月16日（月）から11月24日（火）まで

※持参の場合には，上記期間内の土曜日，日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付をいたします。

※郵送，ファクシミリ及びe-mailの場合には，期限内必着とします。

※記入方法等簡易な質問については，上記の期間にかかわらず随時質問を受け付けします。

#### ③ 回答方法

当事務所のホームページで随時お知らせします。

質問された企業に直接回答はいたしませんので御承知ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-sgsin-e/>

## 7 選定方法

名称（愛称）案，応募金額等の応募企業の提案内容，文化芸術活動への支援に対する取組状況及び企業の法令遵守に対する取組状況等を総合的に判断し，選定します。

なお，応募金額が県の定めた最低価格に満たない場合はスポンサー企業に選定できませんので，御了承ください。その他，選定に当たり，必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。

## 8 選定結果の通知及び公表

選定後，全ての応募企業に選定結果を文書で通知します。また，選定されたスポンサー企業をホームページで公表します。

応募の内容及び選定結果等については，宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条

例第10号)に基づき取り扱います。

## 9 契約の締結方法

選定されたスポンサー企業と最終的な協議を経て、契約を締結します。

## 10 その他

この募集要項に記載のない事項については、宮城県広告事業実施要綱及び宮城県広告掲載等基準に従って取り扱います。

## 11 問い合わせ、申込書、質問書の提出先

宮城県東部地方振興事務所地方振興部

担当 振興第二班 遠藤・真壁

〒986-0850

宮城県石巻市あゆみ野5丁目7番地

電話 0225-95-1767

FAX 0225-95-1471

e-mail [et-sinbk2@pref.miyagi.lg.jp](mailto:et-sinbk2@pref.miyagi.lg.jp)